

公募型プロポーザル方式に係る手続の開始

次のとおりプロポーザル方式に係る手続を開始します。

令和7年5月16日

山口県知事 村岡 嗣政

1 業務の概要

次に掲げる業務の委託

(1) 業務名

D Xで未来を創る！やまぐち探究レベルアップ事業に係る業務

(2) 業務内容

① 中核教員の育成

- ・ 教員研修の実施
- ・ 中核教員を通じた校内のニーズへの対応

② 探究学習の高度化支援

- ・ 生徒対象講座の実施
- ・ 域内横断的な取組の企画・運営

③ 成果・課題の調査・分析・フィードバック

※ 詳細は「D Xで未来を創る！やまぐち探究レベルアップ事業に係る業務委託仕様書」のとおりのとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和8年(2026年)3月31日まで

(4) 履行場所

契約担当者が指定する場所

2 参加資格

この手続に参加できる者は、以下の条件を全て満たしていること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。

(2) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(令和4年山口県告示第179号)に基づく資格審査において、山口県の業務委託契約に係る競争入札参加者名簿において、次に挙げるすべての営業種目について入札資格のある者であること。

- ・ 大分類「07 企画・製作」
- ・ 小分類「05 イベント等の企画」及び「06 イベント等の運営」

(3) この手続の開始の日から令和7年6月2日(月)までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

(4) 提案書受付期間において、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 応募要項の配布

- (1) 配布期間 令和7年5月16日（金）から令和7年5月27日（火）まで
- (2) 配布方法 山口県教育委員会高校教育課のホームページからダウンロードすること。
(URL : <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/180/>)

4 参加意向確認書の提出方法、提出場所及び受領期限

- (1) 提出方法
FAX、電子メール、郵送、持参のいずれかによること。
(土・日・祝日を除く、午前9時から午後5時まで)
※ FAX、電子メール、郵送の場合は、提出先へ受付の確認をすること。
- (2) 提出場所
山口県教育庁高校教育課普通教育班（〒753-8501 山口市滝町1番1号）
- (3) 受領期限
令和7年5月27日（火）午後5時まで（必着）

5 提案書等の提出方法、提出場所及び受領期限

- (1) 提出方法
提案の書類は、社名、所在地（住所）、電話番号等を明記の上、電子メール、郵送、持参のいずれかにより提出するものとする。
(土・日・祝日を除く、午前9時から午後5時まで)
※ 電子メール及び郵送の場合は、提出先へ受付の確認をすること。
- (2) 提出場所
山口県教育庁高校教育課普通教育班（〒753-8501 山口市滝町1番1号）
- (3) 受領期限
令和7年6月2日（月）午後5時まで（必着）

6 審査

審査は、DXで未来を創る！やまぐち探究レベルアップ事業に係る業務委託プロポーザル審査委員会において、評価基準に基づき実施する。

7 その他

- (1) この手続の開始後に2（2）に掲げる資格審査の申請をする場合は、令和7年5月26日（月）までに山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。
- (2) この手続に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は契約の締結を行わないことがある。
- (3) 詳細については、山口県教育庁高校教育課普通教育班（電話 083-933-4627）に問い合わせること。